

佐賀県告示第三百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護支援計画を作成させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護支援計画を作成させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十二月二十日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成二十三年二月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人信愛整形外科医院

所在地 佐賀市川原町四番八号

三 事業所の名称及び所在地

名称 医療法人信愛整形外科医院指定居宅介護支援事業所すこやか

所在地 佐賀市川原町四番八号